

令和6年第1回定例会

福山地区消防組合議会会議録

2024年（令和6年）3月12日

福山地区消防組合議会

令和6年第1回福山地区消防組合議会定例会会議録目次

2024年（令和6年）3月12日

| | |
|---|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出欠席 | 1 |
| 開会・開議 | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 消防業務報告 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定 | 6 |
| 管理者挨拶 | 6 |
| 議第1号 令和5年度福山地区消防組合一般会計補正予算 | 7 |
| 議第2号 令和6年度福山地区消防組合一般会計予算 | 10 |
| 議第3号 福山地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について | 14 |
| 議第4号 福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について | 15 |
| 議第5号 福山地区消防組合手数料条例の一部改正について | 16 |
| 議第6号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について | 17 |
| 発第1号 福山地区消防組合管理者の専決処分事項の指定についての変更について | 19 |
| 閉会 | 19 |

令和6年第1回福山地区消防組合議会定例会会議録

2024年（令和6年）3月12日（火曜日）

福山市議会議事堂全員協議会室

議 事 日 程

- 2024年（令和6年）3月12日 午前10時開議
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議第1号 令和5年度福山地区消防組合一般会計補正予算
- 第4 議第2号 令和6年度福山地区消防組合一般会計予算
- 第5 議第3号 福山地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第6 議第4号 福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第7 議第5号 福山地区消防組合手数料条例の一部改正について
- 第8 議第6号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
- 第9 発第1号 福山地区消防組合管理者の専決処分事項の指定についての変更について
-

本日の会議に付した事件

諸般の報告

消防業務報告

以下議事日程のとおり

出 席 議 員

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 浜 本 将 矢 | 2番 木 村 素 子 |
| 3番 皿 谷 久美子 | 4番 小 林 聡 勇 |
| 5番 福 田 勉 | 6番 安 友 正 章 |
| 7番 喜 田 紘 平 | 8番 宮 本 宏 樹 |
| 10番 能 宗 正 洋 | 11番 土 井 基 司 |
| 12番 連 石 武 則 | 13番 小 川 清 治 |

14番 榊 原則 男

16番 西 本 章

18番 池 上文 夫

20番 早 川 佳 行

15番 岡 崎 正 淳

17番 熊 谷 寿 人

19番 稻 葉 誠一郎

欠 席 議 員

9番 八 杉 光 乘

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 枝広 直幹

副 管 理 者 小野 申人

監 査 委 員 林 浩二

会 計 管 理 者 甚田 温子

総 務 部 長 片岡 伸夫

総務部総務課長 曾根 康太

総務部予防課長 下見 育弘

警 防 部
救 急 救 助 課 長 濱田 信孝

南 消 防 署 長 青木 浩司

東 消 防 署 長 杉原 誉輝

水 上 消 防 署 長 江草 利勝

府 中 消 防 署 長 穂垣 光浩

副 管 理 者 小川 政彦

副 管 理 者 入江 嘉則

監 査 委 員 橋本 龍之

消 防 局 長 濱田 善章

警 防 部 長 下宮 正靖

総務部総務課
企画管理担当課長 能島 正和

警防部警防課長 木舎 晴可

警防部指令課長 寺山 文宏

北 消 防 署 長 高橋 光男

西 消 防 署 長 三好 浩正

芦 品 消 防 署 長 村上 典秀

事務局出席職員

事 務 局 長 今川 真一

事 務 局 員 吉岡 佑之

書 記 小川 大輔

事 務 局 員 佐藤 美穂

書 記 渡辺 宏和

午前10時00分開会

議長（熊谷寿人） おはようございます。

ただいまから令和6年第1回福山地区消防組合議会定例会を開会いたします。

議長（熊谷寿人） これより本日の会議を開きます。

議長（熊谷寿人） ただいまの出席議員19人であります。欠席の届出のあった議員は、9番、八杉光乗議員であります。

諸般の報告

議長（熊谷寿人） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から2023年、令和5年10月分から12月分までの例月出納検査結果の報告並びに監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしております。

以上の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして諸般の報告を終了いたします。

消防業務報告

議長（熊谷寿人） 次に、消防局長から消防業務報告の申出がありますので、これを許可いたします。

消防局長。

消防局長（濱田善章） 失礼します。貴重な時間を賜りまして、消防業務につきまして御報告を申し上げます。

初めに、部下職員に対するパワーハラスメント行為が発生し、2023年、令和5年12月27日に当該職員に対して懲戒処分を行いました。

議員の皆様をはじめ地域住民の皆様に変な御心配をおかけし、心よりおわび申し上げます。今後、再発防止に向け一層の指導と綱紀粛正の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

それでは、業務報告に移らせていただきます。

初めに、主要事業についてであります。

東消防署改修事業につきましては、今年度が3か年事業の最終年度であり、3月15日に庁舎西側の擁壁改修及び敷地造成工事を完了する予定であります。

次に、火災・救急業務の状況であります。

お手元に配付いたしております火災・救急統計資料を御覧いただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。2023年、令和5年中の火災発生件数は、表の中段左端に掲げておりますように110件で、前年と比較し4件の増加となりました。

火災による死者は、表の中ほどにありますように5人で、前年と比較し8人の減少となっております。

損害額は、表の右端にありますように1億6,900万円余で、前年と比較して2億円余の減となりました。

また、本年1月末までの火災発生件数は、その下段にありますとおり9件で、前年同期と比較し1件の増加となっております。火災による死者は2人で、いずれも住宅火災によるものであります。

損害額は、表の右端にありますように600万円余で、前年同期と比較しおおむね同額となっております。

住宅火災による被害を軽減するために、火災予防広報の新たな取組として、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化された6月を点検強化月間と定め、あらゆる機会を捉えて定期的な点検の実施と適切な維持管理を呼びかけるなど、関係団体と緊密に連携し、啓発してまいります。

2ページには、構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、3ページをお願いいたします。救急業務の状況であります。表の中段左端に掲出してありますように、2023年、令和5年中の救急出場件数は2万6,104件で、2万2,616人を搬送しております。前年と比較し、出場件数で1,733件、搬送人員では1,176人の増加となりました。

また、本年1月末までの救急出場件数は2,333件で、2,068人を搬送しております。前年同期と比較して、出場件数で47件減少しておりますが、依然として高い水準を推移しております。

今後も、保健所、医師会等と連携を密にし、救急需要に的確に応えるよう取り組んでま

います。

4ページには、構成市町別の内訳を掲載いたしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、予防業務についてであります。

本年度1月末までの査察件数は、定期査察と特別査察を合わせて約1万件実施しております。

なお、違反のある防火対象物に対しては、継続的な是正指導を行い、利用者の安全確保を図っております。

引き続き、定期査察100%実施を継続し、積極的な火災予防運動に取り組んでまいります。

次に、警防業務についてであります。

本年1月1日に発生した能登半島地震では、石川県を中心に甚大な被害が発生いたしました。総務省消防庁によると、3月1日現在の速報値では、1月1日から2月21日までの52日間、緊急消防援助隊としての活動を終えており、295人を救助し、1,576人を搬送されています。

このたびの緊急消防援助隊の消防活動を踏まえ、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した際の被害想定を基に、本消防組合では、昨日震災救助技術合同訓練を実施し、人命救助のために必要な知識、技術を向上させ、救助体制の一層の充実強化を図ったところであります。

以上、火災・救急業務を中心として御報告を申し上げますが、引き続き住民の皆様の安心と安全の確保に向け、職員が一丸となって取り組んでまいり所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、消防業務につきましても御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊谷寿人） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、8番、宮本宏樹議員及び16番、西本章議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（熊谷寿人） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

この際、管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（枝広直幹） 本日、3月定例組合議会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき、誠にありがとうございます。

今回提出しております2024年度、令和6年度当初予算案をはじめ諸議案の御審議をお願いするに当たり、消防行政の状況と予算案の大要等について御説明申し上げます。

初めに、令和6年能登半島地震で被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。被災者の皆様が、一日も早く日常を取り戻せるよう願っております。

それでは、消防行政の状況について御説明申し上げます。

全国各地で毎年のように甚大な自然災害が発生し、暮らしが脅かされています。こうした現実を前に、本消防組合では、緊急消防援助隊合同での応援出動訓練や大規模災害が発生した際の受援訓練を行い、各消防本部や関係機関との連携を深めるなど、消防対応力の充実強化に努めています。

また、予防業務については、建築物等における建築・消防安全安心計画に基づいた火災予防査察を実施するなど、安全・安心な環境づくりに取り組んでまいります。

次に、新年度予算案の大要について御説明申し上げます。

まず、車両整備であります。

高規格救急自動車1台、資機材搬送車1台、軽積載車2台、現場指揮広報車1台の計5台の更新を行います。

南消防署瀬戸出張所については、耐震性能は有しているものの、完成後41年が経過し、老朽化が進行し、早期の改築を必要としております。新年度から基本実施設計を行い、4か年で改築を行うことといたします。

西消防署沼隈内海出張所については、老朽化した非常用発電設備の移設更新や照明設備

のLED化に向け設計委託を行います。

消防局訓練場については、消防職員団員が実践に即した訓練ができるよう、出原浄水場用地の基本実施設計及び解体設計を行います。

これらの結果、本消防組合の当初予算規模は65億674万6,000円となり、今年度の当初予算と比べて6,119万6,000円、率にして0.9%の増となりました。

次に、新年度の組織体制について御説明申し上げます。

まず、総務部予防課に警防部警防課の火災調査に係る事務を移管し、火災予防のより一層の強化を図ります。

また、警防部警防課に課長職の警防司令官を新たに配置し、緊急消防援助隊等の指揮支援体制の強化と警防・救助の連携強化を図ります。そして、同じく警防部警防課に警防部救急救助課の救助に関する事務を移管します。

さらに、警防部の救急救助課を救急課とし、救急需要対策等の企画立案を行う救急管理担当と救急指導體制の充実強化のための救急指導担当を新たに設置します。

また、南消防署に新たに救急係を設置し、日勤の救急隊を発隊させ、救急体制の一層の強化と職員の職域拡大を図ります。

予算以外の議案としては、福山地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正など4件を提出しています。

定期監査における監査委員からの指摘要望事項については、その対応策を講じ、適正な事務事業の執行に努めてまいります。

今後とも、消防使命達成のため、消防局長を中心とし、職員一丸となり、消防業務に鋭意取り組んでまいります。何とぞ慎重なる御審議の上、御可決をいただきますようお願いを申し上げ、御挨拶といたします。

日程第3 議第1号 令和5年度福山地区消防組合一般会計補正予算

議長（熊谷寿人） 次に、日程第3 議第1号令和5年度福山地区消防組合一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（能島正和） 失礼いたします。議第1号令和5年度福山地区消防組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,439万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,832万9,000円といたすものであります。

2ページ、3ページには、歳入歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額を掲げております。

4ページ、5ページをお願いいたします。初めに、第2表繰越明許費につきましては、救助工作車更新に係る消防自動車等整備事業1億6,918万円を翌年度支出のため繰り越すものであります。

次に、第3表地方債補正につきましては、消防施設整備事業に係りますものを補正前の起債限度額2億2,460万円から5,400万円を減額し、補正後の1億7,060万円に変更いたすものであります。

6ページから8ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

9ページをお願いいたします。歳入、第1款分担金及び負担金の項・目、負担金の補正予算額2,270万2,000円の減額につきましては、退職者の増に伴います退職手当の増額分と事業費の精算等による減額分を整理するものであります。

各構成市町別内訳につきましては、10ページの節の欄に掲げているとおりであります。

第3款国庫支出金の項・目、国庫補助金、消防費国庫補助金の補正予算額5,200万円の増額につきましては、10ページの説明欄に掲げているとおり、駅家分署に整備予定の救助工作車の補助採択による増額分を整理するものであります。

11ページをお願いいたします。第4款県支出金の項・目、県補助金、消防費県補助金の補正予算額969万円の減額につきましては、G7広島サミット開催に関する消防・救急体制整備費の精算による減額分と、救急活動時等において新型コロナウイルス感染症対策として使用する个人防护衣等整備に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の補助採択による増額分を整理するものであります。

第6款繰入金金の項・目、基金繰入金金の補正予算額1,000万円の減額につきましては、12ページにお示ししておりますとおり、消防施設等維持整備事業の精算に伴い基金からの繰入金を整理するものであります。

13ページをお願いいたします。第9款組合債の項・目、消防債の補正予算額5,40

0万円の減額につきましては、14ページにお示ししておりますとおり、車両整備の国庫補助の採択及び事業費の精算に伴い所要の措置をいたすものであります。

15ページをお願いいたします。歳出、第3款消防費の項、常備消防費の補正予算額1,469万8,000円の増額に伴う各署所費別の内訳につきましては、16ページの節及び説明欄に掲げているとおりであります。

この内容でございますが、退職者の増に伴います職員給与費及び共済費の増額分とその他事業費の精算に伴う減額分を整理するものであります。

続きまして、消防施設費の補正予算額500万円の減額につきましては、常備用消防自動車等整備に係る入札残を整理するものであります。

17ページをお願いいたします。第4款公債費の項・目、利子の補正予算額470万円の減額につきましては、令和4年度組合債の発行に伴い利子償還金の整理をいたすものであります。

19ページをお願いいたします。第5款予備費の項・目、予備費の補正予算額4,939万円の減額につきましては、収支の調整でございます。

21ページから24ページにお示ししております給与費明細書につきましては、一般職の職員に係ります給与費の補正前と補正後の内容を対比したものであります。

25ページ、26ページの地方債についての調書につきましては、消防施設費に係ります国庫補助採択と事業費の減に伴いまして所要の措置を行うものであります。

なお、補正予算書の補正予算の概要につきましては、補正予算議案説明資料にお示しいたしております。

以上で令和5年度福山地区消防組合一般会計補正予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(熊谷寿人) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第2号 令和6年度福山地区消防組合一般会計予算

議長(熊谷寿人) 次に、日程第4 議第2号令和6年度福山地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長(能島正和) 失礼いたします。議第2号令和6年度福山地区消防組合一般会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億674万6,000円と定め、また消防施設整備に係ります債務負担行為と地方債のほか、一時借入金の最高額を1億円と定めるものであります。

2ページ、3ページは、歳入歳出予算につきまして、款・項の区分ごとに予算額を掲げたものであります。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為であります。南消防署瀬戸出張所改築事業の基本実施設計に係る債務負担行為の限度額を1,240万円、消防局訓練場整備の基本実施設計及び解体設計に係る債務負担行為の限度額を2,260万円と定めるものであります。

第3表地方債につきましては、防災行政通信網整備事業に係ります限度額を450万円、消防施設整備事業に係ります限度額を8,650万円と定めるものであります。

それでは、予算の概要につきまして、令和6年度当初予算の概要によりまして御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。1、当初予算款別比較表であります。先ほど申し上げましたように、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億674万6,000円といたしております。前年度と比較いたしまして、6,119万6,000円の増で、率にして0.9%の増となっております。

歳入、第1款分担金及び負担金は62億9,423万5,000円で、歳入全体に占める割合は96.7%で、前年度と比較し4.2%の増であります。主な要因といたしましては、人件費などに係る負担金が増額したことによるものであります。

構成団体別分担金の状況につきましては、下段の表、2、分担金の状況に掲げておりであります。

上段の表をお願いいたします。歳入、第2款使用料及び手数料の1,232万8,000円は、危険物や高圧ガス等の取扱許可手数料等であります。

第3款財産収入の1万8,000円は、消防施設等維持整備基金に係る運用益金を計上いたしております。

第4款繰入金の1,900万円は、消防施設等維持整備事業に係ります基金からの繰入金を計上いたしております。

第5款繰越金は、前年度と同様に1万円を計上いたしております。

第6款諸収入は9,015万5,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、職員の人事交流に係ります派遣職員給与費負担金等であります。

第7款組合債は9,100万円で、広島県防災行政通信網整備に450万円、消防車両整備に6,000万円、南消防署瀬戸出張所改築事業に460万円、西消防署沼隈内海出張所改修事業に250万円、消防局訓練場整備に1,940万円を計上いたしております。

次に、歳出ですが、中段の表を御覧ください。

第1款議会費は306万4,000円であります。

第2款総務費は1,959万6,000円であります。前年度と比較しまして824万8,000円の増で、主な要因といたしましては、広島県防災行政通信網整備に係ります負担金の増であります。

第3款消防費につきましては59億913万円で、歳出全体に占める割合は90.8%であります。前年度と比較いたしまして6,402万4,000円の増で、主な要因といたしましては、職員数の増及び退職手当の増に伴います職員給与費及び共済費の増であります。

第4款公債費につきましては5億6,495万6,000円であります。前年度と比較いたしまして1,101万4,000円の減で、主な要因といたしましては、2008年度、平成20年度の消防通信指令管制システム整備等に係る元金償還が終了したことによ

るものであります。

第5款予備費につきましては1,000万円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。3、構成団体別経費の分担割合であります。議会費及び総務費並びに各消防署、出張所費に係ります分担割合をお示ししたものであります。

次に、4、令和6年度主要事業についてであります。

まず、消防学校入校等職員研修事業であります。

職員の資質向上と能力の開発を図ることを目的として実施するもので、救急救命士の資格取得のための研修のほか、消防学校入校研修など、職務遂行能力の向上に努めるものであります。

次に、救急業務高度化推進事業であります。

救命率の向上を図るため、気管挿管及びビデオ喉頭鏡等の病院実習への派遣を予定いたしております。

次に、警防活動推進事業であります。

消防対応力の確立を基本方針に、活動用資機材の整備など、警防、救急、救助体制の強化を図るものであります。

次に、予防活動推進事業であります。

予防査察を強化し、法令違反のある防火対象物に対し、継続的、段階的な改善指導を行い、事業所等への防火指導を実施します。あわせて、焼死火災撲滅に向け、住宅用火災警報器の設置と維持管理の啓発など、住民の防火安全対策を推進するものです。

次に、応急手当普及活動事業であります。

地域住民を対象に、AEDの使用を含む心肺蘇生法と応急手当を行う普通救命講習会等を実施し、更なる救命率の向上に努めてまいります。

次に、消防施設等維持整備事業であります。

消防施設等の中・長期的な視点に立って整備を行うことで長寿命化による構成市町の負担軽減と必要な機能確保を図るもので、南消防署はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール、深安消防署安田出張所給排水設備、空調設備改修に係る経費を計上いたしております。

次に、消防施設整備事業であります。

車両整備につきましては、芦品消防署に高規格救急自動車1台、西消防署に資機材搬送車1台、南消防署鞆出張所及び西消防署今津出張所に軽積載車2台、北消防署駅家分署に

現場指揮広報車1台の計5台の更新整備を計上いたしております。

南消防署瀬戸出張所改築事業につきましては、築41年が経過し、老朽化が著しい上に庁舎が狭いことから移転改築し、防災拠点としての強化を図るものでございます。移転先は、現在の南消防署瀬戸出張所から東へ約200メートルに位置する旧長和保育所を予定しております。2024年度、令和6年度は基本実施設計に係る予算を計上いたしております。

西消防署沼隈内海出張所改修事業につきましては、老朽化した非常用発電設備を更新に合わせ上層階へ移設するとともに、照明設備をLED化し脱炭素化にも取り組んでいくものです。2024年度、令和6年度は設計委託に係る予算を計上いたしております。

消防局訓練場整備事業につきましては、老朽化が著しい箕沖訓練場から出原浄水場用地へ移転し、常備・非常備消防がより実践に即した訓練が可能な施設を整備し、災害対応力の強化を図るものです。2024年度、令和6年度は基本実施・解体設計などに係る予算を計上いたしております。

以上が令和6年度当初予算の概要であります。

続きまして、予算書の歳入歳出予算事項別明細書により御説明させていただきます。

8ページから19ページまでは歳入予算について、20ページから31ページまでは歳出予算について費目別にお示ししております。

24ページをお願いいたします。歳出、第3款消防費であります。常備消防費の予算額は58億273万円で、前年度と比較いたしまして2億8,362万4,000円の増であります。

26ページをお願いいたします。消防施設費の予算額は1億640万円で、前年度と比較いたしまして2億1,960万円の減であります。詳細につきましては、先ほど御説明いたしましたとおりであります。

32ページをお願いいたします。給与費明細書につきましては、このページから45ページまで掲載いたしております。

46ページをお願いいたします。南消防署瀬戸出張所改築事業及び消防局訓練場に伴います債務負担行為に関する調書であります。

48ページ及び49ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。令和5年度末現在高見込額は、40億7,418万6,000円であります。表の右にありま

す令和6年度中増減見込額を加えまして、令和6年度末現在高見込額は36億1,884万8,000円となります。

以上で令和6年度福山地区消防組合一般会計予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第3号 福山地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第5 議第3号福山地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 失礼いたします。議第3号福山地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、職員の仕事と家庭の両立に向けた勤務時間制度の整備としてフレックスタイム制を導入するに当たり、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容ですが、職員の申告に基づく勤務時間の割り振りについて規定するもの

で、任命権者は始業及び終業の時刻について職員の申告を経て、公務の運営に支障がないと認める場合に、規則で定めるところにより4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間につき、勤務時間を割り振ることができることとするものです。フレックスタイム制の導入により、対象職員の事情に応じて始業、終業時刻を早めるまたは遅らせること、1日の勤務時間を短くまたは長くしてその分ほかの日の勤務時間を長くまたは短くすることが可能となります。

そのほかとして、規定の整理を行うものです。

なお、この条例は、職員への十分な周知期間及び申請期間を確保するため、2024年、令和6年6月1日から施行することといたしております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第4号 福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第6 議第4号福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 議第4号福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、南消防署救急係の新設に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、現在救急業務に従事する職員及び機関員の業務に従事する職員の特殊勤務手当の支給に関しては、支給範囲を1当務とし、交替制勤務者のみを対象としているものですが、このたび南消防署に毎日勤務の救急係を新設することに伴い、支給範囲を1勤務日とし、当該手当の支給対象となる職員を拡大するものです。

なお、この条例は、2024年、令和6年4月1日から施行することといたしております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第5号 福山地区消防組合手数料条例の一部改正について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第7 議第5号福山地区消防組合手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

予防課長。

総務部予防課長（下見育弘） 失礼いたします。議第5号福山地区消防組合手数料条例の

一部改正について御説明を申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由についてですが、このたび地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、危険物貯蔵所設置許可申請及び高圧ガス製造許可申請の審査に係る手数料が改正されたこと、また石油コンビナート等災害防止法第15条第2項の規定に基づく特定防災施設等の検査については、これまでも本消防組合が行っており、その実態に合わせて所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容についてですが、1、危険物施設に係る事項として、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る審査手数料を引き上げるもの。

2、高圧ガス製造施設に係る事項として、移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する施設に係る許可の審査手数料を一律6,000円とし、新たに設けるもの。

3、特定防災施設等に係る事項として、石油コンビナート等災害防止法に基づく流出油等防止堤または屋外給水施設の検査手数料を新たに設けるもの。

施行日につきましては、2024年、令和6年4月1日としております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議第 6 号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第 8 議第 6 号管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 議第 6 号管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容ですが、地方自治法の条ずれに伴い、規定の整理を行うものであります。

なお、この条例の施行期日は、2024年、令和6年4月1日からといたしております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（熊谷寿人） この際、報告いたします。

議第 6 号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についての審議に当たりましては、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議決の前に監査委員の意見を聞かなければならないこととされております。議長において、3月5日、本消防組合監査委員の意見を求めたところ、本日付で同意する旨の回答をいただいておりますので、報告をいたしておきます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(熊谷寿人) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 発第1号 福山地区消防組合管理者の専決処分事項の指定についての変更
について

議長(熊谷寿人) 次に、日程第9 発第1号福山地区消防組合管理者の専決処分事項の指定についての変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発第1号議案については、自後の議事手続を省略し、これより採決いたしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷寿人) 御異議なしと認めます。したがって、本案は自後の議事手続を省略し、これより採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(熊谷寿人) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷寿人) 以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和6年第1回福山地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

福山地区消防組合議会議員 熊谷 寿人

福山地区消防組合議会議員 西本 章

福山地区消防組合議会議員 宮本 宏樹